

飛騨市新型コロナウイルス感染症 第 4 波の影響に対する経済対策

市では、4 月以降の第 4 波感染拡大による地域経済の影響を踏まえ、これまでに実施してきた対策の知見・経験をベースとして、更なる経済対策を実施します。

1. 市内の状況と課題

- 岐阜県のまん延防止等重点措置区域の指定による人流抑制や、GW以降の飛騨地域の感染拡大により、市民マインドの冷え込みが著しく、市内経済に大きな影響を与えています。
- 特に、土産小売業や宿泊施設では、GWに多少の動きはあったものの、4 月以降の観光客の減少による影響が非常に大きく、また今後の動きも見通せない状況です。
- あわせて、コロナ特措法に基づく飲食店の時短要請により、それに関連する酒小売や交通事業、サービス業などが経済的な打撃を受けているのに加え、消費マインドが冷え込んでおり、影響はこれまで以上に深くなっています。
- こうした業種には、国や県による支援※がありますが、業種が限定的であるのが現状です。
- 生活資金貸付相談の内容からも、観光関連業種の従業員を中心に生活面への不安が広がっている状況です。

※ 時短協力金【県】：県内全域において県の営業時間短縮等に協力する飲食店・遊興施設等に対し、協力金 2.5～7.5 万円/日（まん延防止等重点措置区域以外の場合）を支給するもの。

月次支援金【国】：緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受けた中小企業個人事業者に対し、4 月以降に上限 20 万円/月を支給するもの。

一時支援金【県】：①国の月次支援金に先駆け、酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している事業者やタクシー・代行業者に一律 10 万円を支給するもの。

②国の月次支援金に先駆け、宿泊事業者に対して定員規模に応じ 40～200 万円を支給するもの。

2. 対策の考え方

- **国・県の支援金等**に呼応した**市独自の支援**を行うとともに、小売業・サービス業などを含め**幅広い業種を対象とした追加の需要喚起策**を講じ、市民マインドの向上と経済循環を図ります。
- また、休業や離職などによる所得の低下から市民の生活を守るため、**体力のある業種への短期的な就労を促進する緊急雇用対策**を実施します。
- こうした短期集中型の対策に**予備費から約 5 千万円を充用**し、迅速かつ効果的な経済循環を図ります。

※ 本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、開始時期の変更や期間の延長等を検討します。

<担当課> 企画部 総合政策課 (担当) 土田 Tel : 0577-73-6558 (直通)
--

～事業者等への強力な資金繰りの支援～

交通事業者に対する車両維持管理費の緊急支援**（予算額：1,200千円）**

新型コロナ第4波に伴う大幅な需要減が生じている市内交通事業者に対し、**車両維持管理費相当額の一部を緊急的に支援**することで経営の安定化を図り、市民生活にとって必要不可欠な**交通サービスの事業継続を応援**します。

●制度の背景

大型連休以降、飛騨地域でも感染者が急増したことを受けて、観光・飲食関連はもとより、部活遠征や通院目的の交通需要も大きく減少し、交通事業者を取り巻く経営環境が非常に厳しくなっていることを踏まえ、国や県によるまん延防止等重点措置や時短要請の影響を踏まえた関連事業者への月次支援金等に連動し、年間の車両維持管理費の約1/4（4～6月分）に相当する額を基準として、市独自の横出し助成制度を創設します。

●制度の概要**対 象 者**

市内に事業所を有する一般旅客運送事業者で次の条件を全て満たすもの

- 令和3年5月9日時点で開業し、交付決定日において営業実態が確認できること
- 交付決定日以降3年以上継続して事業を営む意思を有すること
- 市税等を完納していること

補 助 額

貸切バス事業者 **30万円**

タクシー事業者 **10万円**

※一事業者につき1回限り、両事業を実施している事業者にあってはどちらか一方のみ

提出書類

下記の書類を提出してください

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 道路運送法に規定する許可証の写し
- ④ 営業活動を行っていることがわかる書類

**申請期間**

令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）

－ 詳細な手続き方法・様式は市ホームページに掲載しています －

【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463

～市内需要喚起による事業者への支援～

電子地域通貨や商品券等を活用した強力な市内需要喚起 (予算額：30,000千円)

新型コロナ第4波や飛騨地域における感染者の増加を受け、急激な落ち込みを見せる市民の消費マインドをさらに強力に刺激し、小売業を中心とした市内経済への影響を緩和するため、さるぼコインを活用したポイント還元セール「飛騨市まるごと大売り出し」を拡充し第2弾を開催するとともに、**商工団体等による独自の商品券やポイントカード制度を活用した消費促進対策の支援制度を創設**します。

●飛騨市まるごと大売り出しの開催

電子地域通貨さるぼコインを活用したポイント還元により、市内の参加小売店等が一斉にお得になる「飛騨市まるごと大売り出し」について、好評につき参加店舗を拡大した第2弾を開催します。

開催期間 令和3年6月25日（金）～27日（日）の3日間

開催場所 **市内の小売・サービス業 最大300店舗**（さるぼコイン取扱店）

*市外に本店・本社がある事業所はキャンペーンの対象外となります

実施内容 対象店舗でのさるぼコインを利用したお買い物^{*1}に対し、**お買い上げ金額の20%をさるぼポイントで後日還元^{*2}**します

*1 現金やクレジットカードによるお買い物はキャンペーンの対象外となります

*2 1回のお買い物に対するポイント還元は2万ポイントが上限となります

●商工団体等による独自対策の支援

商工団体等が独自に主催する地域の消費促進や商店等の活性化を目的とした事業を支援する新たな補助制度を創設します。

対象事業 商工団体等が発行する既存の商品券やポイントカード制度を活用したプレミアム化、ポイント増加キャンペーンなど、コロナ禍における地域の消費促進・商店活性化等に資する事業

補助率等 独自プレミアム分などの**10/10**以内
(補助総額1千万円の範囲内において、内容に応じて配分します)

【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

～インターネット等を活用した販売促進～

「誰でもおうち割」2021夏キャンペーンの開催**（予算額：9,000千円）**

新型コロナ第4波による人流の抑制や消費マインドの低迷に苦む市内事業者の販売促進対策として、お中元商戦も期待できる**夏の2ヶ月間限定で通信販売等における送料の一部を支援**する販売促進キャンペーン「誰でもおうち割2021夏」を開催します。

●事業の概要**実施内容**

令和2年5月に開催し好評を博した「おうちで飛騨市満喫キャンペーン」の第2弾として、全国各地にお住まいの方が実施期間中に参加事業者のネットショップやFAX注文を利用した場合、送料無料やお得な割引特典が受けられる販売促進キャンペーンを開催し、市内外における市内産品の需要を喚起し、市内事業者の新規顧客の開拓とリピーター獲得を促進します。

送料支援

注文商品の発送につき**500円/件**（事業者あたり**最大30万円**まで）

実施期間

令和3年6月18日（金）～ 令和3年8月31日（火）

申込方法

事前に参加事業者の登録が必要です。
令和3年6月1日（火）より受付を開始します。
（登録用紙等は近日中に市ホームページによりお知らせします）

周知方法

キャンペーン内容や参加事業者の主な商品を紹介するチラシを作成し、飛騨地域での新聞折込を行うとともに、約7千人の飛騨市ファンクラブ会員への情報発信やweb等を活用したキャンペーン周知を行います。



【問合せ先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

～急激な市民生活の変化に対する支援～

緊急市民雇用奨励金制度（第2回）の実施

（予算額：10,000千円）

市内事業者等において**コロナ離職者等を新たに雇用**する際の**人件費相当額を支援する奨励金制度を復活**し、市民生活における経済的な不安の解消を図ります。

●制度の背景

新型コロナ第4波による地域経済への影響はこれまで以上に深刻化しており、飛騨地域での感染者の増加も相まって、離職や休業等の不安を抱える市民も少なくありません。

一方で、あまり影響が及んでいない業種やコロナを奇貨として業績好調な事業所も見られることから、こうした比較的体力のある事業者を雇用の受け皿として、人件費相当額を市が負担することで、短期的な就労の機会を確保します。

●制度の概要

対 象 者

市内に事業所を有する者で次の条件を全て満たすもの

- 実施期間においてコロナ離職等をされた市民を新たに雇用していること
- 週10時間以上かつ雇用期間が1ヶ月以上であること
- 適切な社会保険等の措置を講じていること

奨 励 金

離職者等の労働時間につき **880円/時間・人**

実施期間

令和3年6月15日（火）～ 令和3年12月31日（金）

実施方法

- 交付申請書に必要事項を記入し、雇用状況等が確認できる書類を添えて市役所商工課まで持参又は郵送によりご提出ください。
- なお、雇用調整助成金を受給し休業している事業所の従業員及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給している方を雇用した場合は、本制度の対象とはなりません。



－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901